資料１

北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議

（第５６回）

議　　事　　録（案）

日　時：２０２２年7月２１日（木）午後２時開会
場　所：Ｐ　Ｃ　Ｂ　処　理　情　報　セ　ン　タ　ー

１．開　　会

【事務局・中尾課長】

それでは、定刻より前ですけれども、皆様おそろいでございますので、ただいまから第５６回北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議を開催いたします。

本日は、皆様、お忙しい中を円卓会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課で担当課長をしております中尾と申します。今回も、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、出席委員のご報告をさせていただきます。

本日は、学識者の池田委員と室蘭漁協の室村委員の２名からご欠席とのご連絡を受けておりまして、全部で１１名の委員にご出席いただいております。

次に、本日のスケジュールでございますが、会議はおおむね２時間程度を予定しておりまして、１６時には閉会したいと考えております。皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

なお、本会議では、議事録を作成し、公表しております。ご発言の際にはマイクの使用をお願いいたします。

マイクとの距離によっては声が非常に聞き取りにくいというお話をいただいておりますので、皆様、ご発言の際はマイクを口元に近づけるような意識でご発言いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

また、本日ご参加の皆様には、新型コロナウイルス感染防止対策へのご協力をお願いしております。マスクの着用や座席間隔の確保などにつきましてご配慮いただきますようお願いいたします。

資料は、お手元に配付させていただいております。次第に配付資料を記載してございますので、不足している資料等がありましたら、適宜、事務局に合図でお知らせいただきたいと思います。

それでは、開催に当たりまして、北海道環境生活部環境保全局長の竹澤よりご挨拶を申し上げます。

【事務局・竹澤局長】

皆さん、こんにちは。

北海道環境生活部の竹澤と申します。

船水座長をはじめ、委員の皆様、関係機関の皆様におかれましては、大変お忙しい中、この円卓会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の会議は、福島県対策地域内の高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理に特化した形で開催するものでございまして、８月上旬に搬入が予定されております対象物の処理に向けた対応につきまして、環境省からご説明をいただくこととなっております。

委員の皆様には、限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見を賜ります

ようお願い申し上げます。
　以上、簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。
　本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局・中尾課長】
　続きまして、本日、オブザーバーとしてご出席をいただいております環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長の松田様よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

【環境省・松田課長】
　皆様、こんにちは。
　環境省廃棄物規制課長の松田です。
　私は、今月１日に着任いたしました。これから、室蘭でのＰＣＢ廃棄物処理にしっかり取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。
　委員の皆様、また、北海道室蘭市の皆様におかれましては、ＪＥＳＣＯのＰＣＢ処理事業に日頃から多大なご指導とご協力を賜りまして、心から御礼を申し上げるところでございます。
　また、福島県の対策地域内廃棄物となるＰＣＢの高濃度廃棄物につきまして、ＪＥＳＣＯ北海道事業所での処理については、昨年の１２月に鈴木知事と室蘭市長から搬入を認めるというご回答をいただいたところでございますけれども、その際に対応すべき事項としていただいた安全対策、モニタリングなどの五つの事項につきましては、我々としてもしっかり対応していきたいと考えております。
　本日は、前回の円卓会議のときにいただきました様々なご意見につきまして、我々のほうからも回答を準備しております。
　このような安全対策について、しっかり説明させていただきますので、今日は、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

【事務局・中尾課長】
　ありがとうございました。
　それでは、議事に入らせていただきます。
　ここからの進行は、船水座長にお願いいたします。

２．議　　事

【船水座長】
　今日は、どうかよろしくお願いします。
　それでは、早速、始めたいと思います。

一つ目は、前回の円卓会議の議事録についてでございます。

議事録については、既に皆様に事前にお送りをしておりますが、何かお気づきの点等はございますでしょうか。

（特に発言するものなし）

【船水座長】

もし、特段のご発言等がなければ、この場で了解をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（異議を申し出るものなし）

【船水座長】

それでは、了承したいと思います。ありがとうございました。

議事の二つ目は、前回の円卓会議、それから、その後、委員の皆さんからお寄せいただいた質問についての回答をご説明いただきたいと思います。

一応、１時間ぐらいを想定して、今日の半分ぐらいの時間はこれに費やしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

では、事務局からご説明をお願いします。

【事務局・南部主査】

北海道庁事務局の南部でございます。

私から、資料２－１についてご説明させていただきます。

前回の会議における委員からのご質問のうち、福島県対策地域内の高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理に係るものについては、船水座長のご提案により、会議後、改めて各委員に確認した上で、次回会議で回答させていただくこととしておりました。

確認の結果、前回会議でいただいたご質問も含めて、全部で５１件のご質問をいただいております。

各委員におかれましては、短い期限の中でご対応いただき、本当にありがとうございました。

内容に入る前に、資料の構成についてご説明させていただきます。

まず、最初のページの左上にある１、事業全般についてという項目ですけれども、いただいた質問が多岐にわたることから、事務局で項目ごとに整理をさせていただいております。項目は全部で九つに分類させていただいております。

ご質問と回答ですが、これまでの資料に倣って左右対照で確認できるようにしてあります。左側のご質問の趣旨については、前回会議でご質問、ご発言いただいたものはその概

要を、会議後に文書でいただいたものにつきましてはご質問の趣旨の全文を原文のまま記載してございます。

文書でいただいたご質問の背景や考え方については、長文も多いことから、資料の構成上、別紙を用意して、そちらに全文を掲載させていただいております。

ご質問の趣旨の右下のところですが、今回は質問数も多いことから、スムーズな進行のため、委員名も表示させていただいております。委員名の横、例えば、ナンバー１－１ですと「藤当委員：質問（２）」と書いてあるのですけれども、こちらの括弧の中の質問番号は別紙の質問全文の番号と対応してございます。

なお、前回会議中のご質問で、特に追加の文書にその質問について記載がなかったものについては、そのまま前回質問として記載してございます。

右側の回答欄については、回答と回答機関を記載しております。なお、前回会議の中でご質問があり会議中に回答したものについても、一部、回答を補足して掲載してございます。

以上、早足でしたけれども、ここまで資料の構成についてご説明させていただきました。

続いて、順に概要をご説明いたしますけれども、何分、質問数が多いことから、一部説明を省略させていただきますのでご容赦いただければと思います。

最初に、１の事業全般についてをご覧ください。

ご意見が三つございまして、ナンバー１－１のリスクコミュニケーションの継続やナンバー１－２の福島県民に寄り添った事業展開を、ナンバー１－３の安全な処理をなど、事業の趣旨を踏まえ、安全にかつ適切な情報公開の下で事業を進めよというご意見と理解してございます。関係者一同、真摯に受け止めてまいります。

続いて、２の国の処理方針を妥当と認めた経緯についてでございます。

ナンバー２－１は、吉田先生に、前回、既にご回答いただいているものでございます。

２ページ目にお進みください。

ナンバー２－２から次のページのナンバー２－７までは、主に北海道に対して道の検討の経過などを示すことを求めたご質問でございます。

こちらにつきましては、担当課長の中尾からご説明させていただきます。

【事務局・中尾課長】

では、私から、ナンバー２－２からナンバー２－７までご説明させていただきます。

前回の会議で、道が国の処理方針を妥当と認めるに至ったプロセスについて、次回、道から説明することになりました。

道では、今回の福島県対策地域内の高濃度ＰＣＢ廃棄物の件につきましては丁寧な対応が必要と考え、これまでの経緯や判断に至った考え方について資料として取りまとめ、昨年１２月２３日に道のホームページで公表し、２月の円卓会議でも説明しておりますが、２月の円卓会議はオンラインでの開催となったため、聞き取りにくかった部分もあると思

いますことから、今回、ご質問に対する回答となるよう補足しながら、改めて説明させていただきたいと思います。

資料２－１の参考として添付している資料、右上に道ホームページ公表資料とある資料をご覧いただきたいと思います。この資料が、昨年１２月に道が取りまとめた資料になります。

めくっていただきまして、２ページの１、これまでの主な経緯をご覧ください。

今回は、この経緯を中心として時系列に説明させていただきたいと思いますので、若干、説明のページが行ったり来たりすることをご容赦願います。

まず最初ですが、昨年３月２４日の監視円卓会議において、環境省が初めて処理方針を説明いたしました。

３ページの３、（１）をご覧ください。

このときの会議では、委員の皆様から、原子力発電所内のものは含まれていないのか、処理残渣の扱いについて整理が必要、室蘭の技術が生かされるのはよいこと、住民への説明が必要などのご質問、ご意見が出されたところです。

２ページ目に戻っていただきまして、次ですが、４月１４日、道と室蘭市は環境省に対し、地元への丁寧な説明を申入れしました。

次に、７月１３日に監視円卓会議を開催しております。

再び、３ページの３、（２）をご覧ください。

このときの会議は、コロナの影響により開催が６月２日から延期となり、７月の開催となりました。環境省から安全策などについて説明があり、委員の皆様から多くのご質問、ご意見が出されまして、予定時間を超過したため、次回に持ち越しとなりました。

委員の皆様からは、室蘭の施設で処理する法的根拠はどのようになっているのか、放射性物質の付着量はどのくらいか、室蘭における処理技術により福島の復興に貢献したい、現在の保管状況はどうなっているのかなどのご質問、ご意見が出されたところです。

また２ページに戻っていただき、次ですが、７月２０日、環境省が初めての住民説明会を開催いたしました。９１名の参加がありました。

次に、８月２日から９月１７日の間、環境省がパブリックコメントを実施しました。意見提出者数は７２通であり、結果については資料として取りまとめられ、監視円卓会議や住民説明会でも配布されました。

次に、１０月２９日に監視円卓会議を開催しております。

再び、３ページの３、（３）をご覧ください。

このときの会議では、質疑応答後、委員お一人お一人がご意見を述べられ、船水座長が、道と市はこれらの意見を十分参考にしていただきたい、監視円卓会議は今後も国などから報告をいただきながら注視していくとして終了されました。

このときの各委員の皆様のご意見については、４ページをご覧ください。

委員の皆様からは、ＰＣＢ開始のときも多くの人が不安に感じたが、リスクコミュニケ

ーションにより乗り越えられた、今回も安全対策をしっかり行えば室蘭の技術が福島復興のよりどころになる、基準を遵守し早急に処理していくべき、福島への側面からの支援になる、放射性物質に汚染されたものを移動させて処理すべきではない、作業員への周知をしっかりと、安全性について第三者の意見もあるとよい、福島を助けたい、役所、政府を信用するかどうかの問題、専門家による現地の確認が必要、処理をしないという方法も検討したほうがよいといった意見が出されました。

２ページに戻っていただきまして、次ですが、１１月２日と３日の２日間、環境省が再び住民説明会を開催しました。２日は３９名、３日は４６名の参加がありました。

次に、１１月１１日から１２日にかけて、道と室蘭市が専門家と現地を確認しております。

４ページの５、現地確認のところをご覧ください。

道と室蘭市は１１月、それぞれ職員２名を現地に派遣し、環境省がこれまで説明されてきた処理対象物の保管状況等について確認してまいりました。現地確認には、廃棄物処理の専門家でいらっしゃる室蘭工業大学の吉田先生に有識者としてご同行いただきました。

現地では、仮置場３か所に保管されている対象物の保管状況を目視で確認するとともに、一部の機器を抽出し、表面汚染密度を測定したほか、関係書類を確認いたしました。

その結果、仮置場における処理対象物は全て適切に保管されていること、表面汚染密度の測定結果は国の結果と同程度であったこと、原発内のものは含まれていないことなどについて確認いたしました。

２ページに戻っていただき、次ですが、１１月２２日、環境省が室蘭市に対し処理を進めることに理解を求める申入れを行い、１２月７日には、道に対しても同様の申入れがありました。

６ページの７、国からの申し入れの欄をご覧ください。

１２月７日、環境省から、地元の皆様に可能な限り丁寧な説明を行うことができたとして、放射性物質による影響を与えることなく安全に処理を進めることに理解を求める申入れがありました。

戻っていただいて５ページの６、有識者からの意見聴取（道が実施）をご覧ください。

ここに、その内容を記載しております。

道では、放射線化学の有識者として、北大アイソトープ総合センターの久下先生、廃棄物処理の有識者として吉田英樹先生にお願いし、放射性物質による影響などについてのご意見をいただきました。

先生方からは、対象物の搬出に当たっては、表面汚染密度が１平方センチメートル当たり４ベクレル以下であることを確認したもののみとしていることは妥当と考えられること、公衆への被曝のリスク評価に関しては、空間線量率と排気中の放射能濃度が国の示す基準値以内であることが確認できた場合は住民への外部被曝及び内部被曝の影響はないと考えられること、空間線量率と排気中の放射能濃度の監視体制、ＪＥＳＣＯ北海道事業

所の排気設備の処理能力についても適切であるといった見解が示されまして、また、ＪＥＳＣＯ北海道事業所での処理作業に当たっては、放射性物質に対応する特別な装備の必要はないが、作業中は個人線量計を装備させ、測定データを公表することが重要であるとのご意見をいただいたところです。

この意見聴取は、１２月８日に終了しております。

２ページ目に戻っていただき、次ですが、１２月１０日、室蘭市議会において市長が受入れを判断する旨、答弁されました。

次に、１２月１４日、道議会において、知事が国の処理方針を妥当なものと認める旨の答弁をいたしました。

６ページの８、判断の考え方をご覧いただきたいと思います。

道は、国による地元住民の皆様への説明やパブリックコメントの実施、道が実施した職員や有識者による現地確認の結果に加え、処理の安全性などに関する有識者からのご意見や受入れを表明した室蘭市のご意向などを総合的に検討した結果、国による十分な安全性の確保とともに、モニタリングや情報公開が適切に行われることを前提として、このたびの放射性物質による影響がないことを確認できたものを処理する方針については妥当と認め、国に伝えていくこととしました。

また、道としても、独自の環境モニタリングを行うなど、住民の皆様の安全、安心の確保に取り組んでいくこととしたところです。

この内容は、１２月１４日の道議会において知事が答弁した内容でございます。

その後の１２月２２日、道と室蘭市は環境省に対し、処理に当たって対応を求める事項を申し入れました。

下の９、国への回答をご覧ください。

道と市が環境省に対応を求めた内容を記載しております。

一つ目として、事業実施時において、道と市が必要と認めるときは立会調査に全面的に協力すること、二つ目として、処理作業に従事する職員には個人線量計を装着させ、測定結果を公表すること、三つ目として、事故などが発生した場合の対応計画の策定と公表、四つ目として、モニタリングの実施と速やかな公表、五つ目として、放射性物質による影響がないことが確認された高濃度ＰＣＢ廃棄物以外は持ち込まないこと、原発内で発生したものは含まれないことを確認すること、以上、５項目について対応することを求めたところ、環境省からは、これらの事項を確実に履行するとともに、地元の生活環境保全に影響を及ぼすことがないよう安全に処理を進める旨の回答がありました。

以上が道としての主な経緯と判断の考え方となりますが、昨年３月に環境省から処理方針の説明を受けて以降、知事には、国の処理方針や住民説明会の状況、現地調査の結果などについて説明してきたところであり、その上で、１２月１４日、先ほど説明した内容の議会答弁により、知事が最終的に判断した内容を表明したものです。

この知事の答弁内容を踏まえまして、私どもは、いわゆる稟議書ですけれども、決定書

を作成し、環境生活部長までの回付、決裁により、文書による決定行為を行いました。

以上が、道としての意思決定のプロセスになります。

前回の会議で、○○委員から、会議は開催したのかとのご質問があったところですが、道においては、意思決定をする場合、様々な方法があり、今回の福島の件については、日時や場所を決定し関係者を参集するような会議形式で決定したものではなく、ただいまご説明したプロセスにより、道議会でのご議論もいただきながら、知事が国の処理方針などを確認し判断したものですので、ご理解いただきたいと考えております。

資料２－１に戻ります。

ナンバー２－２、２－３、２－６につきましては、ただいま説明した内容でご理解いただきたいと考えております。

ナンバー２－４ですが、有識者のご意見は先ほどの資料の最後の２枚に載っておりますけれども、これがご意見の全ての内容となっております。

ナンバー２－５、処理対象物全ての表面汚染密度の測定結果が公表されていないのになぜ判断できたのかとのご質問ですが、道では、国による十分な安全性の確保とともにモニタリングや情報公開が適切に行われることを前提に妥当と認めたものであります。

３ページ目のナンバー２－７ですが、昨年５月の道議会において、議員から、これまでには議論されていなかった新たに出てきた問題と捉えてよいかとのご質問に対し、新たな問題と認識している旨、答弁した件に関するご質問ですけれども、道では、本件については、昨年３月、国から初めて正式に示されたことから、新たな問題と認識している旨をお答えしているところでありまして、福島県のＰＣＢ廃棄物を室蘭市で処理するとした現行の国の基本計画における体制を活用するという点においては、現行計画に基づく処理であるものと認識している旨、昨年６月の道議会において答弁しております。

また、室蘭市におきましても同様に、放射性物質汚染対処特措法の基本方針に基づき、ＪＥＳＣＯ北海道事業所で処理しようとするものであることから、現行計画に基づく処理であるものとの認識を北海道と共有しておられます。

私からの説明は以上になります。

室蘭市さんから補足がありましたら、よろしくお願いします。

【室蘭市・佐野部長】

ナンバー２－６のご質問に係る件につきましては、市の検討の経過、それから、判断に至った考え方などについてでございますけれども、ただいま北海道からご説明のありましたとおり、我々も北海道と連携いたしまして、同様のプロセスを踏まえまして検討し、判断に至ったことでございまして、北海道さんから今説明のあったホームページで取りまとめた経緯とほぼ同様の内容につきまして、本市のホームページでも掲載させていただいているところでございます。

また、２のご質問につきましても、今、北海道からご説明のあった認識と同じでござい

ます。

以上でございます。

【事務局・南部主査】

続きまして、改めて事務局の南部よりご説明させていただきます。

３ページ目のナンバー２－８をご覧ください。

ナンバー２－８は、住民感情にどのように配慮したのかというご質問でございまして、環境省から、ご意見を踏まえて説明や資料を修正したほか、環境省ホームページにおいて情報公開を進めたとの回答をいただいてございます。

４ページ目にお進みください。

こちらは、道が実施した現地調査の目的や調査項目に係るご質問ですが、回答欄に記載させていただいているとおりでございます。

続いて、５ページ目の３の法律上の解釈についての質問でございます。

ご質問に対し、これまで同様、環境省から、放射性物質汚染対処特措法が適用され、同法に基づく基本方針において現行の処理体制を活用することとされているといった回答をいただいてございます。

その下の４は、処理責任に関するご質問でございます。

ナンバー４－１は、４ベクレルを超えたものはどうするのかというご質問ですが、質問の背景をご確認させていただくと、ナンバー４－２の東京電力が処理すべきといったご質問と同様の趣旨が確認できましたので、こちらにまとめさせていただいております。

環境省からは、それぞれ４ベクレルを超えたものがないこと及び法で国の処理責任が規定されているといった回答をいただいてございます。

ページをめくっていただき、６ページ目にお進みください。

６ページ目の５は、前回の吉田先生のご報告に関するご質問ですが、こちらは、前回、全て回答済みになっておりますので、説明を省略させていただきます。

その下の６は、放射性物質による影響についてでございます。

こちらも、前回、回答済みのものは省略させていただくこととしまして、まず、７ページ目のナンバー６－２及び６－３をご覧ください。

こちらは、共に放射性物質による影響がないことについて説明を求めるご質問と理解してございます。環境省から、これまでご説明いただいてきた内容を再度整理した回答をいただいてございますので、ご確認ください。

続いて、ナンバー６－４ですが、今回、資料２－３の別紙で全ての処理対象物の測定データをお示しいただいておりまして、４ベクレルを超えるものはないことが確認されてございます。

続いて、ナンバー６－５から６－８までは、表面汚染密度、特にバックグラウンドに関するご質問でございました。

ナンバー６－５と次のページの６－７については、後ほど環境省からご回答をいただきます。

なお、ナンバー６－６ですが、表面汚染密度のバックグラウンドに関し、標準偏差の３倍はどのくらいかといったご質問をいただいておりましたが、表面汚染密度については、あくまで４ベクレルで評価するとの回答をいただいてございます。

次のページにお進みください。

ナンバー６－８でございます。

こちらは、室蘭で同じようにバックグラウンドを測ったデータの公開をというご質問でございます。

昨年７月に対策地域外のＰＣＢ廃棄物についてＪＥＳＣＯが表面汚染密度を測定したデータがあり、その際の平均値が、ここに書かれているとおり０．１２ベクレル、そのときのバックグラウンドは０．０９ベクレルから０．１４ベクレルであったというご回答をいただいてございます。

なお、今回搬入される処理対象物についても、その一部の表面汚染密度についてサンプル調査を実施することとされてございます。

続いて、ナンバー６－９をご覧ください。

こちらも、背景を読ませていただきまして、放射能に関する理解を深め、不安を払拭する必要があるとの趣旨だと理解してございます。

環境省からは、過去の資料でも身の回りの放射性物質や放射線などについてご説明されているところでございますが、引き続き、ご理解の醸成に努めるとの回答をいただいてございます。

続いて、ナンバー６－１０からナンバー６－１３までは、表面汚染密度の測定方法や考え方に関するご質問と理解してございます。

回答は、これまでご説明させていただいた内容が主体となってございますが、ナンバー６－１２の回答の②をご覧いただければと思います。

新たな調査結果として、１ベクレルを超えるものについて削り取りを行った残渣の放射能濃度を測定した結果、１キロ当たり１，４６１ベクレルであり、機器全体についてはそれよりも低い値になると考えられるといったご説明をいただいてございます。

続いて、ナンバー６－１４は表面汚染密度の再測定についてでございますが、到着後、処理前にも測定を行うといった回答をいただいてございます。

次の１０ページ目にお進みください。

６番の最後、ナンバー６－１５ですが、こちらは、今回の処理対象物の汚染の程度や汚染度の高いものの割合に関するご質問と理解してございます。

環境省からは、基本的に屋内で保管されており、全ての機器において表面汚染密度が４ベクレル以下であったこと、１ベクレル以上の面があり、削り取りを行ったものは１５台であったことといったご回答をいただいてございます。

続いて、ここからは７の運搬・処理に関するご質問でございます。

最初に、ナンバー７－１の輸送手段に関するご質問ですが、鉄道輸送はＰＣＢ専用ではございませんが、通常のＰＣＢ廃棄物と同様に、処理対象物を漏れ防止型金属容器に収納した上で、さらにそれをコンテナに収納するといったご回答をいただいてございます。

続くナンバー７－２、７－３は具体的な運搬スケジュールに関するご質問ですので、後ほど、環境省からご説明いただきたいと思っております。

続いて、ナンバー７－４、こちらは運搬車両の表示に係るご意見でございますが、回答にあるとおり、１４０ポイント以上の大きさで約５センチの文字で表示するといった回答をいただいております。

１１ページ目にお進みください。

次のナンバー７－５は、沿線自治体における風評被害をご懸念されたご質問かと存じますが、今回は、放射性物質の影響がない４ベクレル以下のものを運搬するのが前提となっていることに加え、先ほど回答にありましたとおり、処理対象物は金属容器に収納されたものがさらにコンテナに格納されるため、影響はないものと考えられるといった回答をいただいております。

ナンバー７－６と７－７は、作業員の被曝防止対策や教育に関するご質問でございます。

ナンバー７－６の回答にあるとおり、適切な対応を準備しているほか、ご意見を踏まえまして、運搬や処理に関わる作業員に向け、放射線の専門家による教育を行ったという回答をいただいてございます。

７番の最後は、排ガスの処理に使用しているバグフィルター、これは、ばいじんを除去するためのろ布に当たりますが、これも回収すべきとのご質問と理解してございます。

こちらについては、処理後物としてばいじんがあり、このばいじんがバグフィルターで捕捉したものになることから、これを持ち帰って処分するという回答をいただいてございます。

続いて、１２ページにお進みください。

８番のモニタリングについてのご質問でございます。

こちらは、ナンバー８－１から８－３までは、前回、回答済みでございます。

一番下のナンバー８－４ですが、室蘭市の空間線量率を市のホームページに掲載すべきとのご意見でございます。

こちらは、室蘭市から原子力規制庁の公表システムへのリンクを環境課のホームページに掲載しているといったご回答をいただいてございます。

最後に、１３ページになります。

９番ですが、他の項目に分類しかねたものをまとめてございます。

まず、最初のナンバー９－１は、１ミリシーベルトを強調するのは、今回の処理が終わった後に福島の放射性物質の処理を考えているからではないかとのご質問でございます。

環境省からは、１ミリシーベルトはＩＣＲＰが定めた線量限度であり、放射性物質汚染対処特措法の基本方針の中にも記載されたものであるという説明とともに、一番最後のところですが、ＪＥＳＣＯ北海道にＰＣＢ廃棄物以外の廃棄物を持ち込むことはないというご回答をいただいてございます。

次に、ナンバー９－２は、処理施設の有効活用に係るご質問でございますが、環境省及び室蘭市から、共に検討を進めていくといったご回答をいただいております。

ナンバー９－３は、福島県の対策地域外のＰＣＢ廃棄物について、放射能測定は行われているのかというご質問でございます。

こちらについては、汚染の問題はないと認識していることから、放射能測定は行っておらず、対策地域内廃棄物でないことを確認して受入れをしているといった回答をいただいております。

最後になりますが、ナンバー９－４は、監視円卓会議の位置づけが変わったのかというご質問でございます。

ご質問の背景を拝見しますと、道及び室蘭市が実施した現地調査に、監視円卓会議の委員でもある吉田先生にご同行いただいたことについてのご指摘でございました。

前回の会議でも回答させていただきましたが、有識者の現地調査等は、放射線科学や廃棄物処理に関する専門的知識を有する専門家に依頼したものでございます。

なお、円卓会議は、道と室蘭市が互いに協力して、ＪＥＳＣＯ北海道事業所が行う北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業を監視し、道民、事業者、行政の信頼関係に立脚した処理事業の推進を図るために設置しているものでございまして、会議の位置づけは設置当初より変更はございません。

以上、途中を省略いたしまして、また、長くなりまして大変恐縮でございましたが、ご意見の概要とそれに対する考え方についてご説明させていただきました。

以上です。

【船水座長】

どうもありがとうございます。

まず、今の説明に対して質問のある方は挙手してください。

今、３名の方に挙手いただきましたが、では、手を挙げた順でいきましょう。

【○○委員】

経過説明というのは行われたのですけれども、内容は何もほとんど説明がなかったのです。こうであるということ、断定はあるけれども、それが何でそうであるかという、こういうところで議論がほとんどされていなかったのです。だから、そういう問題があるということです。

これは、かなり詰めていかないと問題があるので、その点、非常に多岐にわたるものを

どういうふうにやったらいいかというのを、私も分かりにくいのですけれども、環境省の説明が随分乱暴というか、実際には決まっていないことを決まっているように言うとか、我々の常識からとてもこういうことは言えないというようなことが平気で語られている。

そういう内容についてはどういうふうにしたらいいか困っているのですけれども、そこのところをどういうふうに進めるか、まず、座長のほうでお考えを言ってください。

【船水座長】

どういうふうに進めるというのは、何をですか。

【○○委員】

あと、４時までと言った…。

【船水座長】

すみません。そういう意味ですね。今日の会合ですね。

【○○委員】

はい。とてもではないけれども、進められないのですよ。

【船水座長】

進められないというご意見、つまり、今のご発言は、質問に対して適切な答えがありませんでしたと理解したというご発言だと理解していいですか。

【○○委員】

いろいろあります、それが。

【船水座長】

いろいろではなくて。

【○○委員】

項目が、例えば、４ベクレル…。

【船水座長】

すいません。私が伺いたいのは、質問に対して適切な答えがありませんでしたという認識なので、この先、今日の議論を進めるのは問題ですというご意見であった、それでいいですか。

【○○委員】
問題ではなくて、４時までに終わるというのが問題だということです。とても入るような感じではないのです。

【船水座長】
質問がたくさんある、ご意見がたくさんあるので、４時までは無理ですと。

【○○委員】
はい。

【船水座長】
分かりました。ご発言はそれでよろしいですか。
ありがとうございます。
では、○○委員、お願いします。

【○○委員】
ナンバー６－１５は私からの質問でした。
答えが少し雑なのかなと思っているのです。つまり、①、②、③ごとにというふうにお願いしたのですが、それで一応よしとします。
私がお聞きしたかったのは、そのほかに、これは、○○委員にお答えいただくのか、環境省にお答えいただくのか、というのは、ＰＣＢの場合、保管していても、あるいは、きちんとした容器に入れて保管したとしても、年数がたちますとかなり劣化するし、揮発するし、場合によっては漏れることもあるのです。
その懸念があるわけなのですが、それに、例えば、放射性物質が重なった場合、言わばＰＣＢの揮発したもの等に放射性物質が重なった場合、化学的な反応があるのかどうか、私はそういった知識がないものですから、どなたかにお答えいただきたいと思います。

【船水座長】
分かりました。○○委員、答えられますか。

【○○委員】
今、○○委員がおっしゃったとおり、過去にＰＣＢ廃棄物自体が一番問題だったのは、保管状況が悪くて、特にジャケットがどんどん腐食してきて漏れる。実際、胆振管内の学校でも、保管しているときに漏れて土壌汚染になったという例もあります。
だから早く処理しなければいけないということでこの特措法ができたのですけれども、おっしゃるとおりで、長期保管のとき一部は揮発します。特に、ＰＣＢ廃棄物の中に入っ

ているコプラナーＰＣＢ、これはかなり揮発性が高いです。これは私が言うというよりも公的に認められていて、コプラナーＰＣＢも含めて、大気循環の中で地球の中を移動していると。それが水に行って、最終的に魚に行って、私たちが食べている、摂取するダイオキシンのかなりの量をコプラナーＰＣＢが占めていると。ですから、国の方針で早く処理をしなければいけない、世界的にもＰＯＰｓという残留性の有害物の処理ということになったのです。

では、放射性物質はどういう形かというと、今の環境省というか国の政策では、セシウム、ほかにもストロンチウムとかいろいろあると思うのですけれども、セシウムと一緒に移動するので、セシウムを使ってベータ線とかガンマ線のところを測定して放射能を測定する。セシウムというのは、例えば、福島第一原発のときに粒子と一緒に移動したものは粘土とか土壌にかなり吸着しやすいのです。セシウムというのは、カルシウムなどと性質が非常に似ているので、放射性を帯びていて、沈殿度は全然違うのですけれども、放射性物質でないセシウムであれば、普通の土壌の中に含まれているものに近いので、基本的には粒子で移動します。

ですから、今回のＰＣＢ廃棄物の安定器についても、それが汚染されているわけではなくて、もしかしたら粒子と一緒に大気中に出たものが沈着して、その表面にくっついたと。こちらの中の一部にもありましたけれども、もしかしたら、津波で破壊された建物の中に保管されていたものが一時的に大気にさらされてそこに沈着したというケースがあるので、ただ、それは、高いのではないと。もちろん、高いのは削り取っているところなので、私の認識としては、セシウムとかは粒子と一緒にくっついているので、その粒子とＰＣＢが一緒に反応してということはまずないだろうと。

ただ、セシウムを含んだ粒子がＰＣＢの液体の中に溶け込むということは、漏れたところにあれば当然あるのですけれども、なかなかそういう状況では、もう既にそういう漏れたものについてはいろいろ対策をして、当然、ペール缶とかに漏れたものは入れて、あるいは拭き取ってウエスという形で保管されていますので、それはそれぞれの施設で十分保管されて、恐らくペール缶に入っているやつの中のウエスは、そういう形で漏れたやつを拭いたものもあると思うのですけれども、そういう形で管理されているので、基本的には、放射線の表面密度を測って４ベクレル／平方センチメートル以下であれば基本的に問題ない。

それで、放射性物質と中にあるＰＣＢ自体が化学反応を起こしてというのは、多分、それは考えにくいのではないか。これは、〇〇委員もよくご存じだと思いますので、そういう理解ではないかなと思います。

私の知識では以上です。

【船水座長】

ありがとうございます。

それでは、○○委員、どうぞ。

【○○委員】
私も、率直に言って、送られてきた文書を見たときに、我々の質問の趣旨に本当に真っ向から回答するという意志を感じていなかったので、私も、質問を開始するとかなり時間を食いそうなのですけれども、今、先ほど○○委員が言われていた件と私のは、若干違うかもしれません。
それで、言い出しっぺと言ったら怒られるけれども、○○委員がかなり専門的な知識をお持ちの方なので、私は、まず、○○委員の質問、意見を聞いてから、その後に、特に行政とか法律上の問題について中心にして質問しようと思っていましたので…。

【船水座長】
質問はしていただいたのですよね。

【○○委員】
ここには質問していますよ。

【船水座長】
それ以外に質問がある、もしくは、答えについて質問がありますということですか。

【○○委員】
これに関連して、ありますということです。

【船水座長】
分かりました。

【○○委員】
それと、かなり専門的な知識をお持ちでないと答えられないなという部分も幾つもあったものですから、私としては、順番としては、○○委員の質問をまずお聞きしたいなと。その上で、私も整理して、できるだけ時間的にはかけない努力をしたいと思うので、○○委員の質問から進めていただけないでしょうか。

【船水座長】
実は、今日、私たちが特に大事にしたいと思っていましたのは、議題で言うと次からです。つまり、具体的にどうしますよというご説明をいただいて、それについていろいろご意見をいただくということが一番大事かと思っておりました。

前回までいただいた質問に対してのやり取りについては、先ほど申したとおり、１時間ぐらいで終わりたいという心積もりです。

ですので、もし委員の皆様方の賛同が得られれば、あと１５分から２０分ぐらいでここの部分については終わりたい。

【○○委員】

それではちょっと足りない。

【船水座長】

足りない部分は、改めて文書で出していただくことは可能ですか。

【○○委員】

できますよ。ただ、今日、まだ○○委員以外は質問していないわけです。私もまだ本格的にしていないので、本格的な質問をまず○○委員からお願いしたい。

【船水座長】

それでは、こうしましょう。それぞれ質問を５分していただくこと、足りない部分は、こういうことでいいですか。この前に出していただいた質問のうちどこが回答が不十分だと思っておられるかを、すみません、もう一度明らかにしていただけますでしょうか。

それを５分ぐらいで、まず○○委員、お願いします。

【○○委員】

試みますけれども、最初から分からないのが、ずっと議論しても答えないのは、４ベクレル／平方センチ、これがなぜ安全かということには一言も答えていないのですよ。

これは持ち出し基準であると言って、自由に処分できると前の方が言って、そんなばかなことはないと私が言ったままなのですよ。

【船水座長】

分かりました。まず、この点は、○○委員が以前からご発言になっておられて、明快な答えが今のところないですという。

【○○委員】

はい。

【船水座長】

ありがとうございます。

【○○委員】
　そのほかに、測定の仕方だとか、それから、例えば…。

【船水座長】
　測定の仕方は、表面汚染密度の特にバックグラウンドについて前回ご発言をいただいて、それについてきちんとした答えがありませんということですね。

【○○委員】
　それについて、私は、こうではないかというふうに全部書いて、非常に詳しく書いたものを完全に無視ですね。そういうやり方はないだろうと思っております。完全無視ですよ。
　私が言ったことについて、間違っていると、それはこうなのだという形ではないのですよ。

【船水座長】
　分かりました。それでは、二つ目が、表面汚染密度の測定、特にバックグラウンドの測定についていろいろご発言を前回されたので、そこについて答えがありませんでしたということですね。ありがとうございます。

【○○委員】
　それもありますし、それから、放射能は、被曝量が年間１００ミリシーベルト以上は駄目だというふうに書いてあるけれども、こんなのは日本にどこにも書いていないのですよ。なぜそういうふうな表現になったのかが分からない。
　ほかに何ぼでもあるのですよ。どうしますか。

【船水座長】
　ですから、それを今伺っているのです。まだ時間が十分ありますから、どうぞ続けてください。

【○○委員】
　それから、１ミリシーベルトが安全とは国際放射線防護委員会では言っていません。それを平気で言っています。

【船水座長】
　１ミリシーベルトが安全かということですね。

【○○委員】
そういうところを全部含めて非常に問題がある。つまり、有効活用なんかのやつにもつながってきますから、どんな処理をするかという、ＰＣＢが終わった後との関係が絡んでくるということもありますので、そういうところがあります。
大きく言えばそれくらいです。

【船水座長】
では、今の件は整理してお答えをいただくことが可能なら、時間があればしますし、なければ文書でもう一回答えをいただく、それから、次回にも回答いただくようにしたいと思います。ありがとうございます。
○○委員、お願いします。

【○○委員】
座長、大変申し訳ないのだけれども、今の進め方については、時間をもって、今、○○委員が言ったことの根拠を、具体的に時間を与えてほしいと思います。
実は、僕も、４ベクレルの問題で、いわゆるクリアランスの問題では意見もあるのですけれども、その点でいけば、私から言うと、こういう形ではなくて、○○委員にもっときちんとお話をしてもらって、その上で、僕らはある意味では素人なので、それを学んだ上で再質問という形になるかもしれない。

【船水座長】
了解しました。

【○○委員】
あとは、道との関係で、法律の問題でお聞きしたい。

【船水座長】
○○委員のこのご発言は、私が承知する限り、この福島のＰＣＢの廃棄物の処理をという議論を始めて、環境省からのご説明を最初にいただいてから毎回同じ議論をいただいていました。それについて、まだきちんとした答えを得られていないという意識で今日ご発言をいただいたと認識いたしております。ですから、そういうふうに思われている委員がおられるということをここで確認することは大事だと思っています。
内容そのものは、私も承知している。○○委員のご意見は承知したし、委員の皆さん全員承知しておられるし、多分、北海道、環境省の方も、室蘭市の方も承知しておられると思います。ですので、ご説明をより多くをお願いしなかったということです。
どうぞ、○○委員、続けてください。

【○○委員】

○○委員に時間をぜひ取ってほしかったのに、私にということですので、私からまずお聞きしたいことがあります。

今、たまたま○○委員がおっしゃった４ベクレルで、クリアランスで、放射線の影響はないという考え方でいて、その法律を準用するという言葉を使っているのです。

準用すると言っても、私は、クリアランスの場合は、僕らが素人なりに勉強してみたら、一つは、放射能の状態はどんな状態かというと、管理区域内にあって、密閉されて外に出ることがないという状況を設定されているのです。そのときの基準として４ベクレルだというのです。

それを管理区域外に移動してもいいですと。移動して、また元の管理区域に戻すということがクリアランスの条件になっています。その考え方を準用したと言っているのだけれども、私にすれば、今回の場合は、ＰＣＢの容器の表面に付着していて解放されているのですよ。密閉されているわけではないですね。解放された状態で発見されて、発見された時点で、恐らく、現地ではできるだけ密閉するような容器に入れて保管をしているということだと思うのです。

しかし、私、これも質問の中でも何回か言っていますけれども、福島から持ち出す段階で汚染状態を測定しますねと聞いています。しますと書いています。そのしますという時点も、いつの時点かと言ったら、これで終わったという意味なのか、いや違いますと、積み込む前に、もう一度しっかりと積み込む前の状態はしっかりと把握するのかと、ここが曖昧になっているのですよ。

【船水座長】

大事な点ですね。整理しましょう。

今回、コンデンサー、その他、千幾つの全てのものについて表面汚染密度を測ったデータが公開されております。今のご質問は、それを積み込むときにもう一回測るのでしょうかというご質問でしょうか。

【○○委員】

そういう質問をしているのです、私は、ここで。

【船水座長】

その答えはなかったということですね。

【○○委員】

なかった。ただ、一般的な言葉でこちらに運搬する前に確認をすると言っているのだけ

れども、これを確認と言っているのか、我々にすれば、いや違うよと。

【船水座長】
分かりました。時間の節約もあるので、ちょっとお待ちください。
今の件は、何か回答をいただけますか。まず、全部のものについて一度表面汚染密度を測ってデータが出ています。次に積み込むときにもう一度測るのですかというお話でした。

【環境省・水原調整官】
環境省の水原です。
まず、全ての機器について一度全体を測定します。もちろん、非常に時間がかかるところになりますので、実際に運び出すときに測りますよというのは、積み込んで、コンテナとかに積み込んだときに漏れがあったりして、そもそも北海道に向けて運ぶコンテナとか、そういった容器に何か汚染されていることがないかというところを確認するために、容器の空間線量率などを測定するという趣旨でございます。

【船水座長】
そうすると、次は、容器というのは、具体的には何ですか、缶ですか。ＰＣＢを運ぶために、漏れないように。

【環境省・水原調整官】
コンテナをイメージしていただければと思います。

【船水座長】
コンテナというのは大きいですよね。
コンテナに積み込む単位は缶ですか。ＰＣＢが漏れないようにするために缶に詰めますよね。

【環境省・水原調整官】
まず、安定器とかは缶とかに詰めると思います。

【船水座長】
その缶の表面を測るとおっしゃったのか、大きいコンテナ。

【環境省・水原調整官】
コンテナのほうになります。

【船水座長】
コンテナの表面を測りますとお話になった、それでよろしいですか。

【環境省・水原調整官】
はい。

【船水座長】
○○委員、どうぞ。

【○○委員】
曖昧過ぎる。
これ自身がですね…。

【船水座長】
ご質問を。

【○○委員】
僕は、今、二つの問題点を同時に並行して質問しているつもりです。それはなぜかといったら、測るということは、今の回答だと、どうも測らないみたいですね。これだけで終わりで、漏れているものを見つけたら測る必要があるような印象のお答えでした。
それはどういう状態なのか私には判断がつきませんけれども、どちらにしても、さっきのクリアランスの問題からすれば、測る状況では放射能は解放された状態なのですよね。
もし、私が想定していたように、運搬する前にもう一回きっちりと測って、そして、いわゆる環境省が言っている基準内のものだけを運ぶのだという理解でいけば、必ず測らなければいけない。何が起きるかというと、クリアランスのように完全に密閉した状態で移動するのではなくて、もう一回解放するのですよね、開けて。でなければ測れないのですから。そうですね。
そして、私は次の質問をしています。何を質問しているかというと、移動して着いたら、処理する前に測るのですかと聞いているのです、ここで。ここはまだ回答をいただいていないのです。
ただ、この中でいけば、一部、回答が入っています。そこを含めて、お答えをもう一回確認したい。

【船水座長】
お願いします。

【環境省・水原調整官】

まず、いろいろな保管場所とかに、安定器など、高濃度ＰＣＢが含まれる機器があります。それを福島県内の仮置場に集約して、そちらのほうで表面汚染密度を測定しております。

それを、まずは安定器とかであればドラム缶とかに入れて、それをコンテナに積み込んで運ぶ前に、積み込み作業のときに漏えいとかが万が一あっては困りますので、そういった意味でも、運び出す前にコンテナ周辺で線量を測って、問題がないことを確認した上で北海道のほうに輸送をさせていただくと。北海道のほうでも、到着したときに、輸送時に何かあって万が一漏れたときに問題がありますので、そういったことがなかったことを確認するため、着いてからも一応測定します。

そういった趣旨でございます。

【○○委員】

ここには、一部抽出してやると書いてあるのですよ、回答で。つまり、解放するのです。私が今こだわっているのは、密閉されているか解放するかということにこだわっているということを頭に置いて聞いてほしいのですけれども、そして、最終的に環境省の言われるような手順でクリアしたものを処分するのだという話の筋が載っています。

そこで話を戻しますけれども、クリアランスの基準を準用して、放射能の影響のないものという表現で、それを持ってくるのだと言っている。だけど、クリアランスの条件は、密閉して外に放射能が漏れないという条件で一貫しているのですよ。

ところが、今の話だと、最初の段階でもう既に解放されていて、そして、１回密閉してまた解放される可能性もあって、着いてからまた解放されてということですね。

【船水座長】

密閉の意味が分かりませんが、基本的に密閉はないと思います。放射能の意味で。ＰＣＢが漏れないようにきちんと管理、それでいいですね。その缶に入ったものがコンテナに入って、というのは、もともとの安定器だとかコンデンサーの表面にはもう放射性物質がほとんどないという前提で、ほぼそうだと考えていいというレベルだというご判断だと理解してます。

【○○委員】

最後まで話をさせてください。

そういう状態で、解放された状態の中でクリアランスの基準を利用するというのは、クリアランスの準用とは言えないと私は思うのです。準用ではないのですよ。それを無理やり準用しているのだと、根拠があるのだと言うけれども、僕は根拠がないと思うのです。

なおかつ、私以外の人が質問している中に、容器の中に入れて運んでいる間に放射能が上昇することがないかとお聞きしている方がいらっしゃいます。ないと書いています。それは、放射能の総量は変わらないかもしれないけれども、放射能は密閉されている缶の中で自由に動き回っていますから、極端に言えば、３０あったとすれば、３０のうちの２５が移動して１５に集中している可能性もないとは言えない。移動するわけですから。仮定ですから笑っていただいて構わないのですけれども、そういう考え方からすれば、放射能の量は増えないかもしれないけれども、状況としては、いわゆる４ベクレルという内容も含めて、変わっている状況だってあり得るわけですよ。

そういう点を考えたら、４ベクレルが放射能の影響はないという、そして、その根拠に一般法の法律の手順を入れて、そして準用すると言っているの。しかし、一般法の中では、これをさらに厳密に測定して結果を出して、それを国の機関が認めて初めてオーケーを出す仕組みになっています。そこが全部省かれています。その点でいけば、このやり方というのは前提がおかしいのですよ。

道の話に行くのは後にしますけれども、実は、その前提を道にしても室蘭市にしても何も確認していないというところから、私は、いろいろなことが疑問に思って調べたのです。そこのところは、これから幾らでも時間をかけてやれます。

それで、○○委員が、恐らく深いところから研究されていると思うので、僕はご意見を伺いたいなと思っているのです。

【船水座長】

分かりました。

一応、説明に対する質問が終わったのですが、ほかに何か質問をお持ちの方はおられませんか。ご発言でも結構です。

【○○委員】

若干関連するものですから、過去に海外で相当程度の原発の事故があったわけですね。調べてみますと、国の数も１０か所以上になっておりまして、特に、その中で１９７９年のアメリカのスリーマイル島の原発事故、これはレベル５ですが、それから、ご承知のとおり、現在はウクライナですけれども、旧ソ連のチェルノブイリ、ここはレベル７なのです。

そこで発生した原発事故から、そこにも恐らくＰＣＢはあったのではないのかと想像するわけなのですが、そういった意味の原発事故によるＰＣＢの汚染したものを処理するというものは調べたことがあるのでしょうか。

あるとすれば教えていただきたいし、その場合、どういう数値、例えば、４ベクレル／センチメートルというのが今回の基準ですけれども、海外ではどんな基準を持ってやっているのか、そういったことがもし参考になるのであれば、私どもは、今回の考え方につい

ては非常に参考になるのではないかと思うものですから、質問させていただきました。

【船水座長】
今答えていただける可能性はありますか。なければ、次の回にお答えいただければ結構です。

【環境省・水原調整官】
海外の事例について情報収集をしてみたところですが、現時点では類似な事例は見つかっていない状況です。

【船水座長】
ありがとうございます。
それではまず、前回以降でいただいた質問に対する答えの説明をいただきました。今日いただいた質問に対しては、質問にきちんと答えていただけなかったという点が４平方センチメートル当たり４ベクレルという数値を使ってという話だと思います。
この点は、この円卓会議の中で先ほど私が発言しましたとおり、最初から○○委員が発言され、そして、この中でそういうことがあるのだということに意見があるということは共有ができていたと思っております。
今日のご説明の中では、ダイレクトな説明といいますか、従前の説明を環境省の方はされました。それから、北海道が依頼された専門家の方ですか、北大の先生からは、それが適切でしょうねというご発言があったのだということでした。その内容についての議論は当然あり得ると思います。北海道のほうの意思決定としては、そちらの専門家の意見を参考にされたということと思っています。
この件は、多分、合意点がない可能性があります。ご発言の趣旨はよく分かりました。それぞれの委員はどうお考えですかということを伺うのも適切だとも思っていません。なかなか判断が難しいところがあるということです。
ですので、ここは、今日、同じ議論をこの先も続けるのは適切ではないので、どうしましょうか。

【○○委員】
私は、４ベクレル／平方センチというのは、それで処理できるという法的な根拠を示してくれと言ったのです。法的にはどうなっているのだと言ったら、環境省が自主的に決めたというのです。それはちゃんと記録に残っています、自主的に決めたと。自主的に決めたというのはどういうことだという話がそれ以降はできていないのですよ。
だから、法律を言えば分かると思います。

【船水座長】
　では、今の点が明確ではないということですので、今すぐお答えいただくのは難しいでしょうから、改めて今の件は、環境省はこういう提案をしたということについてもう一度ご説明いただく機会を持ちたいと思いますので、よろしくお願いします。
　それでは、こういう対応でいいですか。

【○○委員】
　先生、すみません。
　最後に言っていないことが幾つかあって、私、質問をして、４ベクレルの話がありましたね。その後に、環境省は、ここで処理して残ったものは福島に持って帰るという形をお答えになりました。僕らも、うんと思ってよく考えたら、これもクリアランスの考え方の形を共有しているのです。クリアランスは、密閉した状態で出して密閉した状態で元に戻すのですか。そうしたら、ここは、そうでない状況だけれども、持って帰るという話になりました。
　ここも、僕は、○○委員が言う点と共通する部分だと思うけれども、私、今回の質問の中で、わざと質問の中に入れないものがありました。それは何かと言ったら、バグフィルターも持って帰るのですねと言ったら、はいと書いてあります。

【船水座長】
　バグフィルターは持ち帰りにならないそうです。

【○○委員】
　あれだけを取るのですね。

【船水座長】
　はい。ばいじんだけだそうです。

【○○委員】
　ここは、話が始まったら長くなるからやめますけれども、要するに、私は、バグフィルターのほかに放射能を有効に吸着するものに活性炭があるのですよ。そこについては、僕はあえて質問に入れなかった。そうすると、例えば、その一連の流れを見るだけでも、ここの処理場を、どれだけ工場を止めなければならないのかという現実的な問題もあると思っていたのです。
　だから、その点を含めて、例えば、放射能という問題に対する認識というのがどこまで正確に物事を考えているか、今の科学が到達している地点を理解しているかがすごく大事なことだと思うのです。私は専門家ではないから分からないのにめちゃくちゃ調べている

だけの話ですけれども、例えば、道とか市は、ほとんど環境省の文章をなぞっている以上のことを感じられないということがあったので、ここはお話を伺いたいと思っています。

【船水座長】
そうすると、今回の質問以外にもまだ質問があるというご発言ですね。

【○○委員】
いいのですか。

【船水座長】
質問をお持ちだということが大事なことですので、委員の皆さんはどういうふうにお考えで、どういう気持ちでおられるかが一番大事なことですので、分かりました、そうすると、前回から質問を出していただいて答えをいただきましたけれども、このプロセスはまたしましょうか。
一つ質問は明確でしたから、４ベクレルという数値の件に関して、法的根拠、自主的に決めたということについての質問はお答えをいただいていないということでした。
発言をどうぞ。

【環境省・松田課長】
今のご議論を聞いていまして、環境省の基本的な考え方をお話ししたいと思います。
放射性物質汚染対処特措法に基づいて廃棄物の処理においては、重要なのは追加被曝線量だというふうに考えています。
その追加被曝線量が１ミリシーベルトになるような形で、例えば、放射性物質対処特措法に基づいた指定廃棄物の基準について、例えば、１キログラム当たり８，０００ベクレル以上のものは指定廃棄物で処理をして、それ以下のものについては通常の廃棄物処分場で処分してという形で対応してきているわけですけれども、今回のＰＣＢ廃棄物については線量も非常に低いというふうになっております。
例えば、表面汚染密度に関して言えば、今日、データを出させていただきましたけれども、非常に低い数値になっているところでございます。
仮に、表面汚染密度が４ベクレル／平方センチメートルの廃棄物だったとして、そこの廃棄物に近いところで作業をする方が１年間ずっと一定の条件で作業したときも、追加被曝線量が年間０．０３ミリシーベルトという推定ということでございますので、１ミリシーベルトに比べればはるかに低い数値です。
加えて、さらに今日データをお示ししたとおり、表面汚染密度については十分低い数値ですから、こちらについては、基準はあるのかと言われれば、自主的に一定の汚染が目安として、我々は管理区域からの物品持ち出し基準として４ベクレル／平方センチメートル

というのをお示ししたところでございますけれども、その数値をもって一定の目安にしたところでございます。

いずれにしても、今のデータとしては非常に低いレベルにあるということですので、こちらについて、対策地域内廃棄物ではありますけれども、放射性物質の汚染という意味では影響のほとんどない廃棄物でございますので、ＰＣＢの無害化という部分でＪＥＳＣＯの事業所を活用させていただけないかと考えております。

そのＰＣＢの無害化が終わったものについては、先ほどから説明があったとおり、福島県内に我々のいろいろな処理施設がございますので、そちらに持ち帰って適切に処分をしていきたいと考えております。

我々の考え方としては以上であります。

【船水座長】

ありがとうございます。

まず、前回からいただいた質問に対する答えを説明いただいて、それをという時間はここで一旦終わりにさせていただいていいでしょうか。

【○○委員】

答えられていないところについては、いいのですか。

【船水座長】

まだいっぱいあるというお話ですか。

【○○委員】

あるのだけれども、特に、今、ご発言があったので。

【船水座長】

お願いは、質問を一つ留保していただいていますね。先ほど、４ベクレルの話についての根拠はちゃんと答えていただいていないのですよというお話がありました。それから、○○委員からも同じような意味のご質問があり、質問にきちんと答えていただけていないと思いますというお話でした。

ですので、実は、最初に申し上げたとおり、プロセスを確認することと、道及び室蘭市が行う立会いとか調査についてきちんとご意見をいただくことが、今日、すごく一番大事だと思っています。

ですので、もし委員の皆様の合意が取れれば、ここの件は、今お持ちの件、まだこういうことにちゃんと答えていないでしょうということはもう一度出していただくと。いっぱい書いていただくのは大変なので、こことここはまだちゃんと答えをいただいていません

という書きぶりでも結構ですので、そういう形でのやり取りにさせていただくことはいかがでしょうかということです。

【○○委員】
前提が、４ベクレルの問題が答えられていないのに、それで処分するという方向で行ったら、勝手に学術的にやっておいてください、しっかり処分はどんどん進みますよということと同じですか。

【船水座長】
イメージはそうなのです。
何を申し上げているかというと、学術的なところ、サイエンスでこういうふうな事実ですよということと、どうやりますかという意思決定は、場合によっては矛盾することがあるかもしれません。
今日、プロセスを確認したり、立会いとか調査の件は大事にしたいと申し上げているのは、意思決定は、先ほどの経過説明にありましたとおり、室蘭市長、それから北海道知事がそれぞれの議会できちんと意見を表明され、そこで了解をされているということがありますので、それが意思決定だったのです。
ですので、そこの部分に立ち返って私どもがいろいろなことを申し上げていくというのは相当大変なことでありますので、また、それよりはきちんとやっていただくことを私どもは監視をしたいというのが、先ほどから申し上げている次の議題（３）を丁寧にやりたいということなのですが、委員の皆様、どうでしょうか、そういう考えで進めてもいいでしょうか。

【○○委員】
でも、それは、有効活用の問題があるし、おそろしくて、はいとは言えませんよ。何がやってくるか分かりませんから。
次は、ＰＣＢが終わった後、残すというわけでしょう。そういう問題も絡んでくるのですから、どうぞどうぞと言うわけにはいかないのです。

【船水座長】
そうですか、分かりました。そういうご意見もあるのですが、ただ、意思決定は終わっているということですけれども。

【○○委員】
今の船水座長のご発言ですが、私の認識も同じでございまして、環境省から要請があり、それをもって北海道知事並びに室蘭市長が判断をした。したがって、このことについては、

いろいろ疑義はもちろんありますし、私自身も疑問がないわけではありません。あるいは懸念もございます。

しかしながら、そういった中で判断されたことについて、覚悟を持って、私どもも受け止めなければならないと思っています。

ただ、できればでありますけれども、これはできるかどうか分かりませんけれども、私は、本当に希望するのですが、場合によっては、やはり、環境大臣あるいは北海道知事、あるいは室蘭市長、そういった方々がきちんと相寄って、道民や市民に対してこういうことを実施したいので、また議会の承認ももらったのでぜひ進めさせていただきたいというメッセージがあれば、私どもとしては非常にやりやすいです。

大臣を呼ぶということが果たして可能かどうか分かりませんけれども、先ほどお聞きしましたら、大臣の下のこの問題の一番の責任者の方というのは環境再生・資源循環局の局長さんだとおっしゃるのです。

場合によっては、そういった方とか審議官という方でも結構だと思うのですが、やはり、きちんとそういった形を整えて、それで次のプロセスを承認するのであれば承認をさせていただきたい、私自身はそう思います。

【船水座長】

ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】

〇〇委員のご意見も私は分かるのですけれども、今回の経過を見ますと、北海道にこの問題は正式な形では持ち込まれていないのです。打診という形で来て、それが一程度放置されていて、議会で表になったわけです。

つまり、この福島特措法は何回読んでも難しくて分からないのですけれども、私なりに読んで分かったことは、まず、法律上、苛酷な汚染を受けた地域については環境大臣が指定します。それから、その地域を離れていて、その自治体がうちもその地域にしてくれということを環境大臣に申請することも可能で、そういうことによって指定されていくと。

ところが、もう一つは、放射能の影響を受けていない地域については法律では一切触れていないのですよ。北海道はその中に入ると思うのですけれども、手続的にいけば、本来、度合いの問題もあるから、私の言葉が正確かどうかは別として、例えば、環境大臣が正式に北海道知事にしかじかでということを要請すると、法律に要請すると書いてあります。

そうすると、その自治体は、それを受けて自治体の長の意見と議会の意見との交わし合いをして、そうすれば、いろいろなところで実際に瓦礫の焼却の問題が出てきて、北海道の中でもお断りしたところと受けたところといろいろあります。そういうけじめが今回の問題ではついていないのですよ。

なおかつ、一言言わせてもらうけれども、先ほど座長も言われた今回の調査、いわゆる視察のことについて僕も意見があるのですが、そのことは抜きにして、北海道がこの調査を提起して室蘭市に呼びかけてやったというところまでは認識しました。しかし、その経過が一切記録に残っていません。

これは、情報公開法に基づいていろいろな団体が質問状を出しています。それに書いているのは、不存在と書いてあるのですよ。

そういう問題を含めていけば、ここ自身も相当大きな問題で、我々、この地域に住んでいる人間として、国がどうだこうだと言う前に、我々の自治を本当に正しくやられているかどうかという問題は、しっかりと事実確認をする必要があると思います。

その点でいけば、例えば、先生は視察というお言葉で発表されていました。ところが、道庁の庁内で使われている公開された文書の中では調査と書かれていて、その違い、なおかつ、大きな矛盾は、道が主導して調査したにもかかわらず、最初に受入れ表明したのが室蘭市長なのですよ。それは、議会にもかけていません。議会は、ずっと後になってからかけています。それも正式な議題ではないです。

というような経過も含めて、この辺の問題はもっと定かにやっていかなければならないし、今、○○委員が言われたように、本当に来ていただいてお聞きしたいのです、正直なところ。それまで我々は納得がいかないのですよということです。

【船水座長】

ありがとうございます。

ほかに委員の方からご発言はありますか。

【○○委員】

○○委員とはニュアンスが違うのですが、いずれにしましても、今日の資料の中でも、日程も決まっていますし、それから、いろいろ輸送方法だとかが決まっているわけで、その場合、本当にみんないろいろな不安を持ちながら受入れをするということになるのではないかと思っておりますけれども、それなりの長、さっき申し上げたような方々がきちんと要請をしたり受入れを表明したりということで、改めて市民と道民に対してご発言いただければいいのではないか、そんな意味で申し上げました。

【船水座長】

ありがとうございます。

ほかに何かご意見はありませんか。

ここは、多数決で決める場でもありません。それぞれご参加いただいている委員がどういうご意見をお持ちかということを開陳していただく場でございます。

○○委員、お願いします。

【○○委員】

○○委員から、視察と調査ということの違いということで、私自身は、基本的には調査というつもりで行っているのですけれども、私も、経緯はちょっとということで、私自身は、去年の段階でやっぱり現地を見たいということで道庁にお話をしました。それで、道庁でこういう企画をされるということなので、私はたまたま両方ともタイミングが合ったので、私もこの円卓会議で前に北九州に行ったことがあったので、本当は複数の委員が行ったほうがよかったと思うのですけれども、残念ながら、福島の状況は、その当時、コロナもあり、受入れの状況もなかなか分からなくて、道庁、室蘭市も受入れの状況が分からないので、複数人間では難しいということで、私一人で行くことになりました。

ただし、行った後のご報告は前回したのですけれども、１点だけお話ししたいのは、先ほど何度かおっしゃっていたのですけれども、ＰＣＢ廃棄物は、基本的にそれ自身で有害なものです。ですから、放射能の問題もあるのですけれども、それ自身、コプラナーＰＣＢとか、ダイオキシンに近いものがあるので、先ほど解放というお話があったのですが、これ自体が大気中に出て私たちが吸うと、何らかの健康被害がある可能性があるので、当然、密閉しています。コンテナも、当然、ＰＣＢ廃棄物は非常に厳しい基準でコンテナを密閉していますので、先ほどおっしゃっていた解放された状態でというのは違うのではないかと思いました。

私自身は、現地でコンテナの中に入って密閉されて状態であって、それをコンテナに移して、当然、その間で漏れがあるかもしれないですけれども、基本的にはそこから積んでコンテナに入れて、先ほど福島地方環境事務所からご説明があったように、環境放射能を測ると。むしろ、中を開けて測るとＰＣＢ自体が出る可能性があるので、そういう安全性ということで、いろいろ手順はあるのですけれども、それで確認するということでこちらに持っていくと。

【船水座長】

○○委員、ごめんなさい。今の議論は、私の提案についての意見が欲しいのです。そちらをお願いできますか。

【○○委員】

平行線なのですけれども、これは私自身の意見なのですが、ただし、先ほどから放射能が漏れるという話をされているのですけれども、私自身が見ているときは本当に普通のきれいなＰＣＢ廃棄物です。それは、私たちがこちらの施設で見ているのと同じで、今日の資料にもありますけれども、ここの表面汚染密度というのは、あくまでも高いところで測っているのです。これは、環境省も認識を先ほどおっしゃったとおり、これがＰＣＢ廃棄物であって、放射能で汚染された特別な廃棄物ではない。要するに、私たちの身の回りに

ある、例えば学校とかに置いていたものと同じような状況で置いて、たまたま背景のバックグラウンドの値が高いので、そこで測ると高いのですけれども、先ほど言っていたように、もし、持ってきてこちらで測ったら全然低いレベルかもしれない、それは分からないのですけれども、それはしていただくと。

だから、先ほど、サンプリングで幾つか測るというのは、それをもう一度確認して、こちらでは０．２ベクレルという数字なのですけれども、それがバックグラウンドが低いと思うということは、非常に下がると。

だから、○○委員がおっしゃるように、表面にいろいろなものがついて、放射性物質があたかもたくさんついているような状況であるのではなくて、ただ単にバックグラウンドが高いせいで高いかもしれない、それはやってみないと分からないのですけれども、私たち科学者としては、それは多分、低いのではないかと。間違いなく私たちが受け入れている普通の北海道内のＰＣＢ廃棄物と同じようなレベルでただ置いてあるだけで、それが置いてある環境がたまたま放射能のレベルが高い。

だから、私たちは、この視察の結果、状況も同じだし、もしこちらでバックグラウンドレベルが低いところで測って表面汚染密度がなんでもなければ、当然、私たちの身の回りにあるのと同じなので、だから同じ扱いをして、ただし、モニタリングはきちんとする、それでいいのではないですかというお答えを道にしましたし、室蘭市に対してもしたという経緯があるのです。

それが私の思いなのですが、なかなか伝わっていない気がするので、平行線なのですけれども、そこの意見交換はもう少しすべきだったと私も思います。ですから、○○委員、○○委員がおっしゃるとおりです。

私も、ダイレクトに○○委員、○○委員にこうだったというお話をもう少し詳しくさせていただければと思います。

ただ、今、座長がおっしゃったように、手順としては福島の状況は非常に大変で、この状況でどんどん温度が上がると、保管施設の中でコプラナーＰＣＢが気化して漏れる可能性もあるのです。むしろ、また災害を受けると、今は地震が多いですよね。そうなると、環境中に漏れてしまうと、結局、私たちが一番影響を受けるのです。福島の方たちではなくてです。海に漏れたら、それが私たちに戻ってくるので、それは世界のどの方か分からないですけれどもね。だから、ＰＣＢ廃棄物を早く処理すると。

だから、放射能の問題はあるのですけれども、それ以上にコプラナーＰＣＢ、ダイオキシンを含むＰＣＢを早く処理する、それを福島の方たちの生活環境から早くなくす、それに私たちがご協力できる、ただ、そのレベルは十分低くできるというのは、私たち科学者としては考えます。ただ、それに対して議論があるのはおっしゃるとおりです。ただ、それをずっと続けていると、ＰＣＢの処理期間を超えてしまいますので、どこかで議論を切ると。

私は、座長がおっしゃるとおり、一定の議論はするけれども、受入れはする。ただし、

きちんとしたモニタリングをきちんとして、それで皆さんがご懸念されている点をうまく解消できるように何とか受け入れる、今、私自身はそれが一番いい方法ではないかと思っています。

長くなってすみません。

【船水座長】

ありがとうございます。ほかに何かご意見はありますでしょうか。

【○○委員】

○○委員の言ったことは全然駄目ですよ。それを聞いたから、何でしゃべらすんだ。全然駄目なことを言っているのに。

【船水座長】

ですから、僕が途中で申し上げたとおりです。委員同士の議論はあまりしたくないのです。それぞれ違う立場を認めたいのです。ですから、委員同士で意見を交わす場にはあまりしたくありません。委員の皆様には、ＪＥＳＣＯだったり、環境省だったり、室蘭市、北海道に対して意見を述べていただく場にしたいと思っています。

それで、私から申し上げた提案は、議論の進行として、次の議題に時間を取りたいので、打ち切っていいでしょうかということと、まだご質問に対する答えがきちんと得られていないと思っておられる方がまだおられることは事実です。それについては再度やっていただけないかということで、一旦、ここで区切りをつけさせていただいてよろしいでしょうか。

（特に発言するものなし）

【船水座長】

ありがとうございます。

今、３０分ぐらい遅れてしまっています。４時の終了は難しいので、４時１０分ぐらいにしたいと思います。

５分休憩します。

ご発言があったら、後でいただくようにします。

〔　休　　憩　〕

【船水座長】

僕の進行が悪くて、４時前に中座されなければいけない方、それから、４時にはここを

離れなければいけない委員もおられますので、再開後、いろいろな委員の方にご意見をいただくほうが大事だと思っていますので、説明の順番を変えさせていただくことをお許しください。

それでは、再開させていただいて、（３）のア、プロセスの確認についてというところに入りたいと思います。

最初に資料を基にご説明いただくのですが、○○委員がご都合でそろそろご退席にならなければいけないので、もしもこの辺のプロセスその他について要望やご意見がありましたら、説明を聞く前でやりにくいかもしれませんが、もしありましたらお願いします。

【○○委員】

ありがとうございます。貴重な時間をいただきます。

この円卓会議そのものが、多様な意見を出すところであって、意思決定機関ではないというのは、座長がまさにおっしゃったとおりだと思うのです。そういう意味では、非常にありがたい会議ではないかと思っております。

福島県の高濃度ＰＣＢにつきましては、何回も言っていますけれども、やはり、福島県の人たちの身になって考えるということが第一だと思うのです。福島県の皆さんは、３．１１から１１年以上、大変な苦労をされて、そういった部分に室蘭の技術で貢献する、それをまず第一義に考えていただきたいと思います。その上で、安心・安全に室蘭で処理をするということが大切ではないか。いつも言っているとおりですけれども、そういうことを念頭に置いていろいろな議論を進めていただくと、非常にありがたいし、福島県の皆さんのためにもなるのではないかと思います。

以上です。

【船水座長】

○○委員、時間をいただいて、ありがとうございました。

それでは、資料２－２を使ってのご説明をお願いします。

【環境省・水原調整官】

資料２－２に基づいてご説明させていただきます。

まず、今回、処理を行う高濃度ＰＣＢ廃棄物の数量についてご報告いたします。

このたび、掘り起こし調査が完了して、処理を行う機器の数量が確定しました。コンデンサーは３２台、安定器等は１，５１５台となっております。

赤字でも記載しておりますが、全ての表面汚染密度の測定をした結果、４ベクレル／平方センチメートルを超えるものは確認されませんでした。

詳細なデータについては、添付資料の別紙１をご覧いただければと思います。

続きまして、２ページ目をご覧ください。

改めまして、ＰＣＢ処理全体のフローをご説明します。

これまで保管場所にあった高濃度ＰＣＢ廃棄物を仮置場に移動させて、そこで表面汚染密度の測定をしております。ここから、トラック、貨物列車を利用して、最終的には室蘭のＪＥＳＣＯ北海道事業所まで運搬を行います。表面汚染密度の測定も終わっておりますので、あとは運搬するのみということになっております。

水色の虫眼鏡のマークでモニタリングに関する事項について記載しております。

今回、モニタリングの関係は、先ほども説明をさせていただきましたが、貨物ターミナル駅などでの空間線量率といったものの測定をする予定にしております。

続きまして、３ページ目になります。

表面汚染密度の測定についてです。

左下に写真を載せておりますが、ＧＭサーベイメータという機械を使って、全てのＰＣＢ廃棄物の測定可能な面について、表面汚染密度を測定しております。赤で囲った写真のとおり、測定器の表面に窓が開いておりまして、そこで放射性物質からの線量を拾って、単位面積当たりのデータを測定しております。

右下に測定の様子の写真を示してありますが、測定に当たって、機器全体をゆっくりスクリーニングした上で、先ほどもありましたが、測定面の中でも最も値が高くなった地点を測定値としてお示ししております。

次の４ページ目をご覧いただければと思います。

今回、室蘭に搬入する全ての機器について測定は終了しまして、４ベクレル平方センチメートルを超えるものはなかったということです。

表面汚染密度の全体の平均は０．２４ベクレル／平方センチメートルで、全体的に４ベクレルを十分に下回っていることが確認されております。

なお、表面汚染密度の測定時には、機器の表面の放射線量のみならず、周囲の空間からの放射線量も測定されます。そのため、機器そのものの表面汚染密度を評価するために周辺の空間をバックグラウンドとして同時に測定しています。

測定方法としては、右下の写真にあるとおり、ここに右手で持っているものがあるかと思いますが、機器の保管場において、機器が置かれていない方向へ測定器を向けまして、そこで検知された放射線量を測定し、その値をバックグラウンドとしています。

こういった測定方法も専門家の指導を受けながら行っている状況です。

ここが虫眼鏡の数字の２から５の運搬に係る測定についてです。

ＰＣＢ廃棄物を保管している福島県にある仮置場や貨物駅からトラックが出発する前には、トラックの前面、後面、両側面の４点の空間線量率を測定し、それが測定地点の周辺の空間線量率と変わらないことを確認しております。

米印にもありますが、法令上の基準は１００マイクロシーベルト／アワーを超えないようにということが求められておりますが、今回は、より安全側に、安心のためにこういった基準を用いて運搬を行います。

先ほど、資料の説明にも、ご意見にもありましたが、運搬に用いるトラックにこういった表示を行います。イメージを下の写真でご確認いただければと思います。

続きまして、６ページになります。

こちらは、ＪＥＳＣＯ北海道事業所での処理中の測定になります。こちらの図はこれまでも説明しているものになりますが、ＰＣＢを処理している期間については、空間線量率、排気中の放射能濃度の測定をします。測定箇所やその様子については下の図をご覧いただければと思います。

続きまして、７ページになります。

こちらは、北海道室蘭市から要請された事項に基づいて、ＪＥＳＣＯ北海道事業所で処理作業に従事する職員の方には個人線量計を装着していただきます。

一般的には、個人線量計は、左の電子式と右のガラスバッチ式の両方がありますが、今回は右のガラスバッチ式を全員につけていただきます。また、各処理工程の代表者には電子式も併せてつけていただいて、より確実にデータを取れるように準備をしております。

続きまして、８ページ目ですが、これまでにご説明してきたモニタリングの結果については、資料に記載のある環境省のホームページで公開を行います。

実際の処理期間についてですが、対策地域の高濃度ＰＣＢは、来月８月９日の午前中から搬入して処理を行いたいと考えております。処理は８月中に完了させて、処理で発生する金属、紙類の処理後物は福島県に持ち帰る予定としております。

また、資料の別紙１に全ての機器の表面汚染密度のデータもつけておりますし、別紙２では、ＪＥＳＣＯ北海道事業所における空間線量率、排気中の放射能濃度等のバックグラウンドデータもつけておりますので、ご参考にしていただければと思います。

環境省としては、処理に向けて万全の体制を整えていきたいと思いますので、ご理解いただければと思っております。

資料２－２については以上になります。

【船水座長】

ありがとうございました。

まず、ご質問を、○○委員、お願いします。

【○○委員】

この放射能測定器は、ＪＥＳＣＯでは何台ぐらいここに置いておくのですか。

【環境省・岡部主査】

個人線量計の話でよろしいですか。

【船水座長】

二つあって、作業者の方につけていただく線量計と空間線量率ですね。

【○○委員】
それは、全員ですね。それから、ＧＭサーベイメータというのは何台ぐらい用意しておくのですか。

【環境省・谷口係員】
担当からご説明させていただきます。
ＧＭサーベイメータにつきましては最低１台で、予備で１台用意して表面汚染密度の測定を搬入される際に行いたいと思っております。また、空間線量率の測定につきましては、機器１台、予備機１台を準備する予定となっております。

【○○委員】
分かりました。ありがとうございます。

【船水座長】
ありがとうございます。ほかに何かございますか。
○○委員、どうぞ。

【○○委員】
先ほどの話でしたら、この報告書そのものに非常に問題があると思っておりますけれども、それにもかかわらずやるということですね。そういうふうに受け取ったらいいわけですね。これはでたらめですけれども、それでやるということですね。

【船水座長】
資料の２－２がでたらめだということですか。

【○○委員】
全部がでたらめとは言わないけれども、これでは駄目だと言っているのです。それでもやるということですね。

【船水座長】
分かりました。駄目なところを教えていただけますか。全部ですか。

【○○委員】
それは、たくさんありますよ。やりますか。とてもではないけれども、１０分や２０分

ではできませんよ。

【船水座長】
２０分なら大丈夫です。どうぞ。

【○○委員】
それが終わったとしても、やるのだったら次に回したほうがいいと思いますけれどもね。

【船水座長】
どうぞ。

【○○委員】
４ベクレルのやつがまず駄目だから、そこからやらなければいけないのですけれども、それは駄目でしょう。

【船水座長】
４ベクレルの件はなしでお願いします。

【○○委員】
ここに書いてある、そういうことを言っているのですよ。
それから、４ページですけれども、機器から発生する放射線の量を計測していますが、周辺の空間の放射線の量も計測されていますと。これは何％ぐらい計測されているかということを調べたことはありますか。

【船水座長】
お答えいただける可能性はありますか。

【環境省・岡部主査】
担当の岡部です。
何％周辺の放射線量を拾っているかというのは測定したことがありませんが、一般的に表面汚染密度を測る際、計算する際に機器そのものの数値からバックグラウンドを引くというのが一般的には行われています。ただ、今回、安全側に立つということで、そのような引き算はやっておりません。

【○○委員】

バックグラウンドというのが漠然としたもので、これは空間線量でしょう。ベクレル／平方センチになるのですけれども、空間に向けているから、どの周辺を言っているのかが分からないのです。

それについてはどうですか。つまり、架空の空間ですよ、これは。

【環境省・岡部主査】

資料の４ページ目にあるとおり、今、右下の写真がありますけれども、そちらのサーベイメータの窓に入ってくる放射線量を測定しております。それを測定して、それだけ放射線量が入ってきたら表面の汚染密度、ベクレル／平方センチメートルはどれだけかという換算計数がございますので、それを換算して数字を出しております。

なお、先ほどバックグラウンドがどれぐらいかということで、別紙１で、すごい細かくて見にくいかと思いますが、それぞれの表面汚染密度がこれだけで、バックグラウンドがこれだけですというのは一覧になっております。

【○○委員】

そんなことは聞いていません。

だから、何％かというのは簡単に分かりますよ、言っておくけれどもね。

【船水座長】

分かりました。

【○○委員】

そのやり方を言いますか。言わないでもいいでしょう。けど、分かりますよ、簡単に。

そういうふうなことを専門家に依頼してこういうことをやったと言うから、何を言っている、どういう専門家かと思って伺っているのですけれども、そういうものがたくさんあります。

【船水座長】

データを上げてください。お願いします。

【○○委員】

書いてあります、向こうに。それを完全に無視したから腹が立ったのです。

【船水座長】

ありがとうございます。ほかにどうぞ、○○委員。

【○○委員】

二つあります。

一つは、我々は、今日、２１日に招集されたのですけれども、その１週間ほど前に、新聞で、８月何日とか８月の中旬とかという報道がされました。私は出どころは分からないけれども、こういうことがやられるというのは、腹が立つというよりも、円卓会議というものが市民の意見の場として尊重されていないという気がしているのです。

どこから漏れたのか私は分かりませんけれども、僕は、今日の会議なり、みんなである程度の議論がされてからあなた方がこういう判断をしましたというのなら、意見の違いはあったとしてもやむを得ない部分はあると思うのです。しかし、これは本当にルール違反です。我々を無視していると考えてもいいです。

室蘭市長もそうだった。室蘭市長は、皆さんに説明の場を私がつくって出ますと言って、いまだしてない、これは、本当は熱い議論になるはずだったのだけれども、今日はしません。

二つ目は、私は、今の状況では、ここでの処理は無理だと考えています。しかし、どうも、やっている中で、ここに書かれていることで気になることが二つあります。

一つは、運ばれたＰＣＢ類については、ちゃんと区別された場所に保管されて、処理するまでちゃんと安全に管理できる状態に今もうなっているのかどうかです。これを我々は確認できません。

それから、もう一つ、設定という言葉があったのですけれども、どこだったか、本当に設定しているのかとお聞きしたいことがあったのです。

もう一つは、いただいた中で、私には小さくて、倍にしてもまだ読めないのです。数えてみたら、今、発表したら、本当にくだらない質問かもしれないけれども、安定器が１，５１５台だと言っていましたよね。ところが、これを数えて、汚染物とあれを除くと数字が合わなくなるのです。つまり、若干だけれども、まだ測定していないものがあるのではないのかという気がするのです。私がなぜこれを言うかというと、この発表を去年の６月から公式の文書であなた方に要求しているのですよ。

なぜならば、どういう状況なのかということを知らない状態で安全だとか安定だとかという言葉なんかできっこないのですよ。やっと、今日、これでいけば九十何％が出てきたのだけれども、今の段階では、私は目が悪いからこれ自身がよく見えないのだけれども、やっとの思いで数字を追っていったら合わないです。

【船水座長】

それでは、今、二つご質問がありました。

一つ目は、現地での保管の方法についてのご質問がございました。現地の保管方法は、分けたきちんとした保管ができる体制にあるのかということですが、いかがですか。

【環境省・水原調整官】
これは、分けて保管をする予定になっております。

【船水座長】
どういうふうに保管されますか。

【環境省・岡部主査】
仮置場の中でも、ＰＣＢだけを置くエリアをそもそも設けていまして、その中でもプレハブ小屋とかを置いて。

【船水座長】
いえ、こちらです。ＪＥＳＣＯです。

【環境省・岡部主査】
失礼しました。ＪＥＳＣＯについては、これまで対策地域外のものが運ばれてきたルートと同様のところで処理をお願いしているところです。

【船水座長】
すみません、僕の質問は、福島から来たものは分けて保管するのですか、きちんと保管する体制はできているのですかという質問です。

【環境省・岡部主査】
大変失礼いたしました。できております。
今回、我々が福島県からお持ちするものについては、ほかの地域のものを処理していない期間に福島のものだけを処理していただくことでＪＥＳＣＯさんと調整させていただいております。

【船水座長】
ということは、今、保管する場所が空になっていますということですか。

【環境省・岡部主査】
我々のものが福島から到着したときには空になっているというふうに認識しております。

【船水座長】
何もない状態になっている。

【環境省・岡部主査】
と思っております。

【船水座長】
それは、きちんと確認はできますか。今、受入れの体制として。では、ＪＥＳＣＯのほうからお願いします。

【ＪＥＳＣＯ・田代副所長兼運転管理課長】
副所長の田代でございます。
正確に申し上げます。
処理をする前に、例えば、液を処理する場合、その前には、その処理に該当するタンクは空にします。ただし、来てから出るまで何もないという状態では当然ございません。処理をする工程ごとに全て空にして、次の工程に移るときは既に空にしておきます。常に空にしているところで、福島県から今回搬入されるものの処理で得られたものは、それのみの状態として、それを払い出すという形になります。
払い出すというのは、搬出するという意味でございます。

【船水座長】
分かりました。ありがとうございます。

【○○委員】
私が聞いている趣旨は、福島から来たら、処分するまでの間、どのように保管されるのですかと聞いているのです。
というのは、先ほど私が質問した中にあると思うけれども、着いたらもう一回測定するのですかと聞いているのです。そうしたら云々という話が出ました。私、それは非常に不十分な回答だと思って聞き置きましたけれども、そうすると、当然、そこで開ける可能性もあるわけですよ。そのままどんと炉の中に突っ込めるのなら心配ないかもしれないけれども、僕は、現場の方がえらい目に遭うのが一番心配なのですよ。だから言っているのです。
現場でそういう問題が起きるような状態をつくらないためには、本当は隔離したところに置いて、そこで必要な工程を経て、そして処分に持っていくというのが働いている人にとっては問題が少ないだろうと思います。
だって、線量計をつけるということは、漏れることを前提にしているのですか。漏れないのだったら線量計をつける必要はないのですから。それを暗に認めているのです、皆さん。

福島の原子炉の中で働いている人が何人か僕の事務所に出入りしていますけれども、みんな大変な思いをして働いています。それは、漏れる、浴びるということを前提にしてあらゆることが組み立てられているのです。今の話だったら、そういうことは十分にディスカッションして工程が組まれているという回答にはならないです。私はそう思います。

【船水座長】
それから、二つ目のご質問は、全数の測定結果が表にまとめられていますか。ぱっと見た限りでは、データの数と先ほどの個数が合わないような印象ですということです。

【環境省・谷口係員】
担当の谷口から回答させていただきます。
今回、測定したデータにつきましては、別紙１の左側に１から順番に番号をつけております。こちらの番号をずっと見ていただくと、最終ページに１５４７番という番号がついております。
この１５４７につきましては、コンデンサーと安定器、ＰＣＢ汚染物等の台数３２台と１，５１５台を足し合わせた台数となっておりまして、確かに、全ての機器について測定を行ったものということで、今回、別紙１という形で皆様にお出しさせていただきました。

【○○委員】
１，５４７から３７を引いたら幾つですか。

【環境省・谷口係員】
もう一度よろしいですか。

【船水座長】
今、ご説明があったとおり、資料２－２の１ページ目にある３２台、１，５１５台を足した１，５４７件のデータがありますと。

【○○委員】
と言っていますね。それは私も聞こえました。そうしたら、１５４７というのは私も読めました。そこから、今言われた数字を足したら３７になるのですよ。そうしたら、１，５１０になるでしょう。

【環境省・谷口係員】
こちらにつきましては、１番から３２番まではコンデンサーで、３３番から１５４７番までが安定器・ＰＣＢ汚染物等のくくりに入るもの全てを３３番から１５４７番までの間

でお示ししております。こちらの台数が計１，５１５台となっております。

【○○委員】
そうならないでしょう。

【船水座長】
大丈夫、なりそうです。ありがとうございます。
ほかにご質問はありますか。いかがでしょうか。質問だけではなくご意見でも結構です。
先に質問をさせていただいてもいいですか。
まず、モニタリングでＪＥＳＣＯの周辺でいろいろされますけれども、頻度はどれぐらいですか。連続で測るというのは、先ほど見せていただいた写真ではなかなか難しそうですので、１日、操業時間中とか、まず、境界点での空間線量率は１日何回ぐらい測られる予定ですか。

【環境省・岡部主査】
空間線量率については、処理期間中も毎日、１日３回、朝昼夕という感じで３回測定します。

【船水座長】
１日３回ですか。

【環境省・岡部主査】
はい。放射能濃度は、実際にその処理をしている排気が出ているときに１日１回測定をします。

【船水座長】
排ガス濃度は１日１回ですか。

【環境省・岡部主査】
はい。排ガスは、測定ができるだけのサンプルを集めるのに時間がかかるので１日１回としております。

【船水座長】
サンプルを取っている時間は何時間ですか。

【環境省・岡部主査】

１日大体４時間と測定業者から聞いております。

【船水座長】
４時間排ガスを引っ張って、それで、全部で幾らというふうに測るということですね。分かりました。
次に、公表のタイミングはどれぐらいですか。測った数字はいつみんなが見ることができますか。

【環境省・岡部主査】
ありがとうございます。測定値については、なるべく早くお出しできるよう業者さんとも調整しているところなのですが、測定して１日から２日後にはお出しできるように調整を進めております。

【船水座長】
もう少し早くなりませんか。もう少し早くできることは難しいのですか。

【環境省・岡部主査】
調整してみますが、もしかしたら、確定値ではない値、速報値みたいな形で事前に今後変わり得るかもしれないけれどもという形でお出しすることは可能かもしれないので、調整させていただきます。

【船水座長】
できるだけ即時的な、今幾らだよというようなイメージで分かるように、その数字が多少動いてもしようがありませんね。なぜ動くかは分からないところがありますが、データ上の整理のことがあるかもしれませんけれども、その努力をしていただくことがありがたいと思います。
すみません、質問と意見になってしまいました。
○○委員、意見がありましたらどうぞ。

【○○委員】
先ほど度忘れしたことが見つかりました。
室蘭市が環境省に回答をしています。いわゆる受入れの回答です。その中身の中に、３番目に事故や異常が発生した場合の対応計画を事前に策定しということがあって、それは了解しましたという立場で国が受け取っているように私は受け取りました。
これは策定されていますか。

【環境省・水原調整官】
策定して、前回の監視円卓会議でお示しをしたところです。

【○○委員】
随分、雑駁なものなのだね。僕は、策定したものとは思えなかったけれども、僕は、そのことも含めて、今回、我々がこの円卓会議が開かれる前に、公に処理の期間が報道されたということについては非常に遺憾に思っています。今日の会議でも、まだ意見は十分にされたという状況とは私は認識していませんので、今、報道されているものについては、もしそれが本当だとすれば取り消していただくか考え直していただいて、やっぱり、落ち着いた状態でそういうことをきちんとしてほしいなと思っています。

【船水座長】
ありがとうございました。ほかにいかがですか。よろしゅうございますか。

（特に発言するものなし）

【船水座長】
それでは、もう一つ、（３）のイの北海道及び室蘭市が行う立会・調査等についてというところに移ってもよろしいでしょうか。

（異議を申し出るものなし）

【船水座長】
ありがとうございます。
それでは、これは資料２－３だと思いますが、ご説明をお願いします。

【事務局・中島課長補佐】
北海道の中島と申します。よろしくお願いします。
資料２－３についてご説明をさせていただきます。
北海道及び室蘭市では、今回の処理について、国に対し安全対策、情報公開等の確実な実施と道及び室蘭市が実施する立会い、調査などへの協力を求め、国からは、これらに全面的に協力するとのご回答をいただいているところでございます。
こちらの資料は、国が実施する安全対策等の実施状況を確認するため、道及び室蘭市が実施する立会調査などについてまとめたものでございます。
順に概要をご説明いたします。
まず、１番の現地保管状況の確認でございます。

現地確認については、昨年１１月にも実施したところですが、このたび表面汚染密度の測定が完了し、全ての処理対象物が１か所の仮置場に集約されたことから、改めて、現地において搬出前の最終確認を行うものでございます。

日程は、来週の２８日から２日間を予定しており、道及び室蘭市の職員により、保管場所における保管状況の確認や、前回確認後に追加となった処理対象物を中心とした関係書類のチェック、表面汚染密度の抽出測定、保管場所周辺の空間線量率の確認を行う予定としております。

次に、２番目の独自のモニタリング（クロスチェック）でございます。

こちらは、環境省が行う空間線量率の測定や排ガス試料の採取、分析の一部についてクロスチェックを行うものとしています。

先ほど、環境省から、これまで実施したバックグラウンドを把握するための敷地付近の空間線量率の測定結果についてご報告がありましたが、（２）の米印にあるとおり、このバックグラウンドの測定について、道でも既にクロスチェックを実施しており、結果を、次のページの別紙にまとめてございます。

別紙をご覧ください。

まず、表の空間線量率の測定結果ですが、環境省では、昨年５月からおおむね３か月ごとに、これまで計５回、敷地付近の空間線量率の測定を実施されています。これに対し、道では、昨年８月以降の測定について、各回ごとに１日分の測定についてクロスチェックを行っております。

表の網かけ部分になっている箇所がその結果ですが、環境省の測定結果と道の測定結果の差は０から０．０１の差となっており、有意な差は見られておりません。

表の下に排ガス試料の放射能濃度について記載しております。

環境省がこれまで実施した測定結果は全てＮＤ、つまり不検出となっております。道では、今年の２月に当初施設分７か所、６月に増設施設分の４か所についてクロスチェックを行いましたが、こちらも全てＮＤ、不検出でございました。

以上、別紙により、これまで本日までに実施したバックグラウンド測定に係るクロスチェック結果についてご報告をさせていただきました。

資料２－３にお戻りいただきまして、２の（２）のところですが、環境省では、今後、処理期間中及び処理後においてモニタリングを実施される予定とのことですが、道においても、これまでと同じように空間線量率及び排ガス試料の採取、分析についてクロスチェックを行う予定としております。

続いて、３の受入時の立会・確認についてご説明いたします。

先ほど環境省からご説明があったとおり、処理対象物のＪＥＳＣＯへの搬入は８月９日の午前中を予定しております。

搬入に際しては、環境省より搬入車両周辺の空間線量率の測定や表面汚染密度の測定が実施されますので、道及び室蘭市としてこれに立ち会い、実施状況を確認する予定として

おります。なお、搬入車両の空間線量率については、環境省が測定された後に道においても測定を行い、確認する予定としております。

この搬入時の確認については、一部を報道機関及び円卓会議の委員の皆様にも公開する予定です。別途ご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

４番の処理状況に係る立入検査でございます。

処理期間中に立入検査を実施し、処理状況やモニタリングデータ処理作業に従事する職員の個人線量計の装着状況、空間線量率などについて確認する予定としております。

最後になりますが、５番には、これらの結果などの公表について記載しております。

ここにあるとおり、上記１から４の結果につきましては、取りまとめ次第、速やかに道及び室蘭市のウェブのページで公表する予定としております。

以上、駆け足ではございますが、道及び室蘭市が今後行う予定の立会調査などについてご説明をさせていただきました。

【船水座長】

ありがとうございました。ご質問はありますか。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】

モニタリングなのですけれども、先ほど、最初のほうの議論で、サンプル調査ということでお話をいただいて、私のイメージのサンプル調査は、コンテナではなくて、中から安定器を幾つか選んで、福島の現場と同じように６面を測って、それで比較するということだったのです。どのくらいやるかという程度というか、サンプルが１，４００個以上あるのでランダムサンプリングとか幾つかの方法があると思うのですけれども、一応、サンプルの測定はどのくらいの数をされる予定なのかというのがもし今の段階で分かれば教えていただいて、先ほど、船水座長のお話もあったのですけれども、私どもが科学的に見ると、本当にそれ自身の表面汚染密度が高いのかどうかというのは非常に気になるところで、それは市民の方も同じだと思うので、先ほどの公開は、やはり、そこは一番早い段階で、福島ではこうだったけれどもこちらで測ったらこうだったというデータは早い段階で出していただくのがいいのではないかと思います。これは意見です。

１点目だけ、もし分かればお答えください。

【環境省・水原調整官】

コンデンサーについては、全てを測定します。

【船水座長】

すみません、３２個全部を室蘭で測るということですね。

【環境省・水原調整官】
はい。
安定器については、サンプル的に、約１％程度、十数台になるかと思いますが、それを取り出して測定をする予定にしております。

【船水座長】
十数台を取り出すのですね。

【○○委員】
そのときに、サンプルもランダムで取る方法もあると思うのですけれども、表で見るとかなり高いものが幾つかあるので、その１％を取った中で、これはエクセルの表なので分からないですが、全体の平均値に対して比較的高いものがないのであれば、この中での最大値のようなものを有意的に取るとか、やれる範囲で結構なのですけれども、検討していただければと思います。
これは意見ですので、ご検討ください。

【環境省・水原調整官】
はい、検討いたします。

【船水座長】
ありがとうございます。ほかにご質問をお願いします。

【○○委員】
先ほどのご説明の中で、円卓会議の委員も受入れ時の立会確認をできるということですが、私は、ぶしつけな話なのですけれども、処理状況に係る立入検査のときに、１日か２日ぐらいで結構だと思うのですが、できれば吉田委員にお願いできないのかと思っています。それは、いわゆる円卓会議の場というよりも、有識者という立場でお願いできないものかなと。そのご返事は後ほどで結構でございます。

【船水座長】
ありがとうございます。ほかにございますか。
○○委員、お願いします。

【○○委員】
結果としては、私は分からなくて、今初めて分かったのだけれども、道も室蘭も８月９

日というのは知っていたということですね。でなければ、この話は出てこないわけだから、これが何で公式に我々に伝わらないのかということが一つあります。

もう一つは、今、お話を聞いて分かったことなのだけれども、コンデンサーは全部で３２何個ですか、測るということですね。時間的な問題も含めて、一定の時間がかかるということがはっきりしていますね。スクリーニングすると言っているのだから、全部なぞるわけでしょう。私はやったことがないから分からない、専門家の話を聞いたらそういうものだということを聞いて、覚えているだけの話ですが、相当の時間がかかるだろうと。

当然、その区域というのは、監視円卓会議の委員も立ち会ってもいいよと言っているけれども、僕は、それについてもはいとは言い切れない。吉田委員が代表してといっても、それもはいと言えないですよ。吉田委員に何かあったら困るしね。

そういう点では、先ほどの質問になるけれども、やっぱり、受け入れる場所がちゃんと受け入れる状態にあるのかという問題をもう一度問い直さないと私は思います。そういう点では、時間的にちゃんと計算されていないような気がするし、最初は、たしか２日ぐらいで終わると言っていたのが、いつの間にか３日だ、４日だと伸びていますね。そういうことも含めて見ていったら、本当に安全を考えて、現場を考えて、ありとあらゆることを考えた上でやっているのかというのは非常に不安に感じています。

私は、この監視円卓会議の前からずっとＰＣＢを問題に市民の立場で取り組んできていますから、その辺のしっかりした考え方があるかないかなのですよ。

皆さんがここに並んで全部分かっているような声を出してお話しているけれども、今まで課長さんが何人変わったか。去年、ここに来た人は誰もいないのですよ。そういう問題も含めて、我々にすれば、本当に安心してあなた方の言葉を聞けないのですよ。

その一つの内容として、今のコンデンサーを全部測量すると、監視円卓会議で立ち会ってもいいですよ、気楽にいいよと言っているように聞こえるけれども、私にすれば不安ですね。

だから、もう一度、この問題は、一から計画をつくり直したほうがいいと思います。

そして、円卓会議の委員のメンバーも参加できるような環境もつくってほしいし、当然、今日の議論にはなりませんでしたけれども、複数で立ち会うようなね。１人でというのは、ある意味では吉田委員に全部責任をかぶせるような格好になってしまうのだから、そういうことがないようにすべきだと思います。

【○○委員】

ありがとうございます。ご指摘のとおりで、私も軽率というか、もちろん、今回の場合は十分注意して線量計をつけたりしたいと思いますが、提案をしたいと思ったのは、実は、おっしゃったとおり、ＰＣＢ廃棄物なので、近くに行くとか、そういうことはなかなかできないので、前に視察で中に入ったときに、防護服を着て入ったのですが、そんなところには入れないので、ＰＣＢ情報センターにビデオがあって、ある程度、ビデオ映像で見る

ことはできるのです。例えば、こちらに円卓会議の皆さんがいらっしゃって、代表で私とか何人かが線量計をつけて現地の状況を見て、それをこちらで見られるような形にすると。それが技術的にできるのかどうか分からないのですけれども、そういうことは可能なので、間接的に映像のような形で、リアルタイムで実際に私たちが見ているところを皆さんに見ていただくようなことを提案しようとは思っていました。これが技術的にできるかどうか、事務局に検討していただきたいと思います。

【船水座長】

それでは、立会いということに関しては、今、○○委員と○○委員からご発言がありましたので、少し対応を考えていただいて、その上での立会いというふうにしていただければありがたいと思います。

ほかに何かご質問、ご意見はございますか。

私から、意見になるかもしれませんが、モニタリングはしますと、空間線量率を測るというふうになっておりますが、環境省の方にお伺いしたいのですが、どれぐらいの頻度でどう測りますかということは、少しきちんとした計画を用意いただいて、そして、先ほど○○委員からのご発言にありましたとおり、公表も、速報値を市民の方に分かるように、これは、今、室蘭市のホームページをおっしゃられたと思いますので、そこに的確に環境省のデータ、道及び室蘭市が測ったデータという形で公開を迅速にいただければありがたいと思います。

ほかに何かご質問はございませんか。ご意見でも結構です。

（特に発言するものなし）

【船水座長】

それでは、委員から、プロセスについて、それから立会調査について、いろいろ意見をいただきましたので、これを基にきちんと安全第一で、安全といいますのはＪＥＳＣＯの方と市民の両方が安全でうまくいくようによろしくお願いいたしますし、結果、モニタリングについてはきちんと対応し、私どもも見ていきたいと思います。

すみません、３５分ほど超過しましたが、予定した議題を終わらせていただいてもよろしいでしょうか。

【○○委員】

座長の立場からすればこういう締めになると思うので、私はあれこれ言うつもりはないですけれども、もう一度、環境省の方に呼びかけます。

今回の計画についてはもう一度見直してほしい、これが私の現在の希望と意見です。改めて検討してください。

【船水座長】
ありがとうございました。
それでは、進行を事務局にお返しします。

３．閉　　会

【事務局・中尾課長】
船水座長、皆様、どうもありがとうございました。
本日は、限られた時間の中で貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。
先ほどもご説明したとおり、搬入が予定されております８月９日には、搬入の状況や空間線量率の測定などについて委員の皆様にも公開したいと考えております。
いろいろご意見をいただきましたので、また関係者の中で少しもんで整理をし、その上で座長にも相談しながら、皆様にご案内と出欠のご確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
なお、次回の監視円卓会議でございますが、座長とも相談の上、１０月から１１月頃に開催したいと考えております。日程が決まりましたら改めてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。
それから、先ほど、前回会議やその後に寄せられた委員からの質問に対する回答についてのさらなるご質問というお話がありました。また事務局で、前回と同じように委員の皆様にさらなる質問についてご照会させていただきたいと思いますので、文書にて事務局にお寄せいただき、次回のときに整理をし、説明をさせていただくという整理にさせていただきたいと思います。
以上で本日の会議を終了いたします。
新型コロナ感染対策のため、密にならないように配席エリアごとに退室いただきたいと存じます。

【船水座長】
○○委員から発言があるそうです。どうぞ。

【○○委員】
質問を二、三行でまとめてくださいというのは、どうしようもできないのです。もうちょっと長く質問を書けるような配慮をしていただきたいです。

【船水座長】
お願いします。

【事務局・中尾課長】

前回のときには、趣旨をはっきりさせていただくように、まずは二、三行で概要を書いていただき、あとはどのぐらい長くなっても結構ですということでご質問をいただいた経緯があります。今回は、全文を皆様にもお配りさせていただきましたので、次回もそのようにさせていただきたいと思います。

【船水座長】

それでは、フリーで。

【○○委員】

フリーにしてください。あとまたやるというのはどうにもならんですよ。

【船水座長】

フリーで質問等を書いていただけるようにしていただけますでしょうか。内容が分かりにくかったという場合には、改めて事務局からもう一度問合せをいただくとか、そういうプロセスを踏んでいただきたいと思います。貴重なご意見をせっかくいただくわけですから、まとめ方も大変かもしれないけれども、よろしくお願いします。

【事務局・中尾課長】

分かりました。そのようにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以　　上